

市県民税の公的年金から 特別徴収（引き落とし）

■ 問い合わせ先 税務課市民税係（☎ 82-1125）

地方税法の改正により、10月分の年金から市県民税の特別徴収（引き落とし）が始まります。この制度につきましては、6月に送付しました納税通知書および広報さんようおのだ、市ホームページ等でお知らせしてきましたが、このたび、お問い合わせの多かった件について、再度お知らせします。

この制度は、新たな税負担が生じるものではありません

市県民税の年金からの特別徴収（引き落とし）制度の導入は、納付方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

対象者は65歳以上（4月1日現在）の年金受給者のうち市県民税の納税義務のある人です

ただし、次の人は対象になりません。

- 介護保険料が年金から引き落としされていない人
- 対象年金給付額から、介護保険料、国民健康保険料（後期高齢者医療保険料）、所得税を引いた残りが市県民税の特別徴収税額より少ない人 など

※年の途中で転出、転入、死亡、年金所得から計算した市県民税の変更などが発生した場合は、年金からの引き落としが中止となり、普通徴収（納付書払いまたは口座振替）の方法で納めていただきます。

年金受給者のうち、65歳未満（4月1日現在）の人は、公的年金からの特別徴収の対象外となります

65歳未満で公的年金を受給している人は、公的年金に係る税額を普通徴収（納付書払いまたは口座振替）の方法で納めていただきます。

給与から特別徴収されている市県民税と二重に納めることにはなりません

これまでは、公的年金に係る市県民税と給与から算出される市県民税は、合算した金額を給与から特別徴収（引き落とし）することができましたが、地方税法の改正により、公的年金に係る市県民税については、給与から特別徴収することができなくなりました。このため、給与に係る市県民税は、これまでどおり給与から特別徴収しますが、公的年金に係る市県民税は、特別徴収の対象となる人は年金からの特別徴収で、特別徴収の対象にならない人は普通徴収（納付書払いまたは口座振替）の方法で納めていただきます。このように、税金のお支払い方法が変わっただけで二重に納めることにはなりません。